

事 務 連 絡
平成 2 0 年 1 月 3 1 日

各 都道府県 障害福祉関係主管課 御中

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課

障害福祉サービスに係る Q & A (指定基準・報酬関係)
(VOL. 2) の留意事項について

平素より、障害福祉行政にご尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、平成19年12月19日付け事務連絡「障害福祉サービスに係るQ & A (指定基準・報酬関係) (VOL. 2)」の「問2」において、短期入所と日中活動系サービスを同一日に算定する取扱いについて、真にやむを得ない理由がある場合であっても、同一法人の場合については算定できない取扱いである旨をお示したところですが、平成20年4月より、これに適切に対応するための措置を別途講じることとしていることから、それまでの間、上記Q & A問2の取扱いを適用しないこととして差し支えないこととしたので、御了知願います。

なお、平成19年12月実施分(平成20年1月請求分)より上記Q & Aの取扱いによって請求を行っていた場合には、当該請求の過誤調整等として処理を行っても差し支えありません。

つきましては、貴管内市(区)町村及び障害福祉サービス関係者等に周知していただくようお願いいたします。

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課
福祉サービス係

TEL : 03 - 5253 - 1111

(内線 : 3091・3036)

FAX : 03 - 3591 - 8914